

ブロック塀等撤去改善事業補助制度の補助対象者

(海南省ブロック塀等撤去改善事業補助金交付要綱より抜粋)

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、ブロック塀等の撤去改善事業を行おうとする所有者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。

- (1) 所有者が、国、地方公共団体その他これらに準ずる団体であるとき。
- (2) 対象となるブロック塀等が、道路改良その他の公共事業の補償対象となるとき。
- (3) 同一の利用に供されている土地（以下「敷地」という。）において、過去にこの告示に定める補助金の交付を受けているとき。
- (4) 所有者が市税を滞納しているとき（第2条第5号イに該当する事業を行う場合に限る。）。
- (5) 所有者が、海南省暴力団排除条例（平成23年海南省条例第14号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。
- (6) ブロック塀等の撤去改善事業に係る他の制度による補助等の交付を受けているとき。
- (7) 営利を目的として、整地や建物解体工事をする際に撤去するとき。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条による道路のほか、一般の用に供している不特定の者が通行する道をいう。
- (2) 広場等 一般の用に供している不特定多数の者が利用する広場や公園をいう。
- (3) ブロック塀等 コンクリートブロック、レンガ等の組積造の塀その他これらに類する塀及び門柱等で、市内にある道路や広場等に面する高さ0.8m以上のものをいう。
- (4) 軽量の塀等 生垣、フェンス、板塀その他の塀であって、ブロック塀等と比較して軽量であるものをいう。
- (5) 撤去改善事業 次のいずれかに該当する事業をいう。

ア ブロック塀等の撤去

イ ブロック塀等の撤去及びこれに伴う軽量の塀等の新設